

川岸地区における物流施設建設に関する要望書

川岸2丁目の田辺三菱製薬跡地に建設を予定している物流施設は、戸田第二小学校の通学路に面しており、地域住民から交通事故の危険性が指摘されてきました。

建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備および用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康および財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としています。合法であれば、住宅密集地に大型物流施設を建てても良いのか、今、正にそのことが問われています。自分達の街は自分達でつくる、そんな街づくりを進めたくても、現行法とぶつかり、自治体はまちづくりの力を失ってきています。建築物と街並みは居住者の「安全・安心」と「健康」を守り「環境」に配慮されたものであって欲しいと考えます。

戸田市議会においては、市民団体から提出された請願が全会派一致で採択され、文教建設常任委員会に付託、執行部からの報告がなされ、審議されてきたところです。一方、物流施設建設を行う野村不動産は、「戸田市中高層建築物等の建築に係る紛争の防止と調整に関する条例」に基づき、令和3年7月から10月にかけて実施された紛争調整委員会の会議で、協議を行ってきました。市民団体、川岸2丁目の近隣マンション、川岸町会が協議に参加していましたが、戸田市が補正予算を付けたにも関わらず、協議が途中で強制的に終わってしまったとの報告を受けています。川岸1丁目の住民においては、協議に参加できず、今日に至っています。

また、条例に基づく調整、協議を行った結果の基本設計（案）が、地域住民に対し3回の説明会で野村不動産から示されましたが、市民が強く要望していた交通安全対策や大規模火災が起きた時の対応が不十分との声が挙がっています。

以上のことから、市長は市民の命と暮らしを守るため、以下の事項を実施するよう野村不動産に対し、交渉することを要望します。

記

1. 東部センター通りは、歩行者や自転車、車が安全に通行できるよう事業者負担によるセッパックを行い、車道の拡幅をすること。安全対策を十分に行うこと。
2. 施設内には、火災が起きた時の消火が速やかに行われるようスプリンクラーの設置をするよう指導すること。



1/31 市長に提出（於：戸田市役所）